

(案)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設 (廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設)	大阪府 大阪市 住之江区 南港南 一丁目 15 番 1	12, 676. 69 m ²	処理能力 (一日あたり) ①廃プラスチック類、木くず又は がれき類の破碎施設 廃プラスチック類の破碎のみの場合 275 t 木くずの破碎のみの場合 306 t がれき類の破碎のみの場合 512 t ②木くずの破碎施設 木くずの破碎 475 t ③がれき類の破碎施設 がれき類の破碎 1, 562 t

理 由

廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設であり、産業廃棄物の減量化を図るとともに、資源として再利用し、循環型社会の形成に寄与するため、建築基準法第 51 条のただし書きの規定により、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について許可しようとするものである。

(参 考)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の概要は次のとおりである。

名 称		産業廃棄物処理施設					
位 置		大阪府大阪市住之江区南港南一丁目 15 番 1					
敷地面積		12, 676. 69 m ²					
地域地区		工業専用地域（建蔽率 10 分の 6、容積率 10 分の 20） 建築基準法第 22 条区域、大阪港臨港地区（工業港区）					
施設の概要	主要用途	産業廃棄物処理施設 （廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設）					
	建 築 物	建築物用途	廃プラ他 混合廃棄 物処理棟	木くず 処理棟	がれき類 処理棟	その他 （3 棟）	合計
		建築面積 (m ²)	3, 349. 00	2, 549. 85	1, 227. 79	215. 68	7, 342. 32
		延べ面積 (m ²)	3, 391. 50	2, 549. 85	1, 227. 79	407. 60	7, 576. 74
		構造・階数	鉄骨造 平屋建	鉄骨造 平屋建	鉄骨造 平屋建	鉄骨造 2 階建他	—
	処理能力	①廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破碎施設 廃プラスチック類の破碎のみの場合 275 t / 日 木くずの破碎のみの場合 306 t / 日 がれき類の破碎のみの場合 512 t / 日 ②木くずの破碎施設 木くずの破碎 475 t / 日 ③がれき類の破碎施設 がれき類の破碎 1, 562 t / 日					
	最終処分方法	再生資源として活用するほか、再度処理委託をする。					
備 考							

(5 ~ 7 頁図面参照)